

推奨品選定会実施要領

1 目的

推奨品選定要綱第4条第3項の規定により選定会等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 選定会

(1) 時期 令和4年2月16日(水)

(2) 会場 まなび創造館研修室1, 2 (ラピオ5階)

3 選定審査基準

(1) 部門

- ①菓子・食品
- ②その他

(2) 基準

●菓子・食品については、次の事項について審査する。

- ① 郷土色又は観光の魅力発信
- ② 趣向 (表現の豊かさ・センス・見栄え)
- ③ 商品と価格のバランス
- ④ 味覚

●その他については、次の事項について審査する。

- ① 郷土色又は観光の魅力発信
- ② 意匠 (創造性、美術性、堅牢性)
- ③ 商品と価格のバランス

4 推奨

(1) 推奨 本審査に合格したものを推奨品として推奨する。

(2) 推奨期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

5 入賞

応募された商品の中から、優秀な商品に対し、次の賞を授与する。

- ◆最優秀賞 1点 盾 報奨金 100,000円
- ◆優秀賞 2点 盾 報奨金 各50,000円
- ◆奨励賞 3点 盾 報奨金 各20,000円

6 出品商品の条件

(1) 出品者

- ①(一社)小牧市観光協会の正会員又は正会員予定者。
 - ②小牧市内に事業所を有する土産品等製造者または販売事業者。
 - ③小牧市外に事業所を有する土産品等製造者で会長が認めた事業者。
- ※③の出品者については、その認否を正副会長会に諮り、会長が認めた場合に審査の対象とする。

(2) 出品商品

- ①小牧山城、信長、麒麟の花押、石垣、家康、小牧・長久手の戦い、こまき山(小牧市のゆるキャラ)など小牧の名所・歴史に因んだ商品。
 - ②名古屋コーチン、桃、ぶどう、えび芋など小牧の産品を原材料とする商品。
 - ③観光の魅力発信に繋がるものとして、会長が認めた商品。
- ※上記の該当条件を設けたことにより、今回の出品についてはすべて新規の取り扱いとする。
- ※③の出品商品については、その認否を正副会長会に諮り、会長が認めた場合に審査の対象とする。

(3) 出品数

一事業者につき3品目以内とする。

(4) 商品の表示等

食品衛生法(昭和22年法律第233号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、観光土産品の表示に関する公正競争規約(昭和41年公正取引委員会告示第6号)、その他関係法令に定める基準に適合していること。

7 申込方法

推奨品認定要綱第6条第1項で定める推奨品認定申請書(様式2及び様式3)に必要事項を記入し、商品の内容のよくわかる画像を添付のうえ、協会へ申し込む。

8 結果通知

- ① 認定結果は、選定会翌日、郵送にて出品者に通知する。
- ② 推奨品には、認定書を授与する。
- ③ 入賞商品には、盾と賞金を授与する。

(問合せ先)

(一社)小牧市観光協会事務局

〒485-0029 小牧市中央1-260

TEL(0568)39-6123 FAX(0568)39-6124

mail: komaki_kanko@arion.ocn.ne.jp